

秋田県立医療療育センター私物類洗濯業務委託契約（案）

地方独立行政法人秋田県立療育機構 理事長 遠藤博之（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、秋田県立医療療育センター私物類洗濯業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、秋田県医療療育センター私物類洗濯業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、次のとおりとする。

通常洗濯

1 ネット 円（うち消費税 円）

（委託料の支払）

第4条 乙は、毎月10日までに、前月に処理した委託業務に関する完了報告書及び委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は委託料を月毎に支払うものとし、第3条に定める額に利用人数の実績を乗じて得た額とする。

3 甲は、第1項の完了報告書及び委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を、地方独立行政法人秋田県立療育機構契約事務取扱規程第29条第3号により免除する。

（委託業務の処理方法）

第6条 乙は、別添「秋田県立医療療育センター私物類洗濯業務委託仕様書」及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託事務を処理するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(調査等)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(解除等)

第10条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第12条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地128
地方独立行政法人 秋田県立療育機構
理事長 遠藤 博之

乙

別紙

仕様書明細表

品名及び明細	予定数量(人)	単位(月)	月額(消費税含む)	契約金額
通常私物類洗濯	50	12		
1利用単位につき1月当たり				

※なお、契約金額はあくまでも予定であり、実績金額とは異なるものである。